

## 令和 3 年度 第 3 回「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」議事録

- 1 日 時 令和 4 年(2022 年) 3 月 16 日(水)午前 10 時～午前 11 時 30 分
- 2 場 所 オンライン開催
- 3 出席者 協議会名簿のとおり(傍聴者なし)
- 4 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ア 鎌倉市歴史的風致維持向上計画令和 3 年度進行管理・評価(案)について
    - イ 歴史的風致形成建造物の指定について
  - (3) その他
    - 鎌倉市屋外広告物条例の制定について
  - (4) 閉会
- 5 配付資料
  - 資料 1 会議次第
  - 資料 2 委員名簿
  - 資料 3 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例・施行規則
  - 資料 4 前回協議会議事録
  - 資料 5 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の取組経緯
  - 資料 6 鎌倉市歴史的風致維持向上計画令和 3 年度進行管理・評価シート(案)
  - 資料 7 歴史的風致形成建造物の指定について
  - 資料 8 今後の取組スケジュールについて
  - 資料 9 鎌倉市屋外広告物条例の制定について

## 6 会議の概要

## (1) 開会

事務局 ただいまから「令和 3 年度第 3 回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」を開催する。本日の出席状況は、赤松委員、西村会長、菅原委員、峯村委員及び佐々木委員が都合により欠席となり、総数 17 名のうち 12 名の出席となる。したがって、本協議会の条例施行規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、委員の過半数が出席しており、会議が成立していることを報告する。

本日は西村会長が欠席のため、議長について、本協議会の条例施行規則第 2 条第 3 項及び第 3 条第 1 項の規定に基づき小林副会長にお願いし、この後の進行をお任せしたい。

小林副会長 本協議会は、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の取組状況について、委員の皆さんと情報を共有するとともに、本協議会での議論や意見を踏まえながら、本計画の着実な推進を図っていくことを主たる目的として開催している。今回の協議会では、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の令和 3 年度進行管理・評価(案)が主な議題であるので、委員の皆さんに議論していただきたい。はじめに、本日の会議の趣旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1を用いて、本日の会議の趣旨について説明する。初めに、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画令和3年度進行管理・評価（案）について」では、各構成事業を所管する課において、令和3年度の進捗状況を評価しているので、その概要について説明する。次に、「歴史的風致形成建造物の指定について」では、令和3年度に「旧諸戸邸（旧鎌倉市長谷子ども会館）」を歴史的風致形成建造物に指定したことについて説明する。最後に、個別の取組となるが、令和3年12月に市独自の鎌倉市屋外広告物条例を制定したので、その概要について説明する。以上で会議の趣旨についての説明を終える。

## (2) 議事

### ア 鎌倉市歴史的風致維持向上計画 令和3年度進行管理・評価（案）について

小林副会長 それでは、議題（1）の「鎌倉市歴史的風致維持向上計画令和3年度進行管理・評価シート（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 初めに、資料5を用いて鎌倉市歴史的風致維持向上計画の取組経緯について説明する。鎌倉市歴史的風致維持向上計画は、平成28年度から10年間の計画期間を設け、計画を推進しているが、計画に登載した事業については、歴史まちづくり法の規定に基づき、毎年度進捗評価を実施し、国へ報告することとなっている。このため、毎年庁内の検討部会などを活用し、各事業の進捗評価を実施するとともに、年度末には法定協議会を開催し、進捗評価の結果について意見聴取を行ってきた。また、本計画の実施6年目にあたる令和3年度は、令和2年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、計画の見直しに取り組んできた。変更計画については、法定協議会及び庁内の検討委員会の了承を得た後、令和4年2月に国へ変更申請を行ったところであり、令和3年度中に国の認定を得る予定である。併せて、事業財源の確保のため、令和4年度から国の補助制度である社会資本総合整備計画（街なみ環境整備事業）を活用することとし、関係課と調整の上、対象事業を取りまとめ、令和4年度から令和7年度を計画期間とする社会資本総合整備計画を令和4年2月に国へ提出し、承認を得たほか、令和4年度の交付金の要望を提出している。今後、国からの交付決定通知を受け、交付に必要な手続を進めていく予定である。

続いて、令和3年度進行管理・評価（案）について説明する。進捗評価については、それぞれの事業の所管課が進捗状況の自己評価を行い、国で定められた評価シートにまとめている。評価シートは現在作成中の段階だが、最終的には3月末までの内容を盛り込んだ上で、令和4年度に国へ提出していく流れとなる。今回は、この進捗評価シート（案）の確認と、各事業の自己評価に対する意見をいただきたい。それでは、資料6の「令和3年度進行管理・評価シート（案）」を用いて説明する。なお、令和2年度からの更新箇所を赤字で記している。

資料1ページの「計画の実現に向けた推進体制」について、令和3年度の推進体制は機構改革による組織名の変更を除き、基本的に令和2年度と変更はない。実施

内容では、令和2年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、計画の見直しの検討を進めてきたこと、また、本日の協議会を含め、令和3年度の進捗評価について審議を行ったことなどについて記載をしている。

資料2ページの「都市計画に関する施策」について、令和3年度の評価では、市景観重要建築物等にも指定している旧鎌倉加圧ポンプ所を含む一体について、歴史的風致維持向上地区計画の策定に向けて検討を進めていたものの、区域の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されたため、現状の建築物を改修し、利活用を図ることとし、地区計画の策定は断念することとしたこと、また、景観地区、風致地区をはじめとした歴史的風致維持向上に資する都市計画制度の運用は着実に実施していることなどについて記載している。

資料3ページの「景観地区の活用」について、令和3年度は引き続き、景観計画や景観形成ガイドラインなど、様々な制度を活用し、良好な景観の形成に努めてきたこと、また、令和3年12月に地域特性を反映した市独自の「鎌倉市屋外広告物条例」を制定したことなどを記載している。

資料4ページからの「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」について、歴まち計画では25の事業を位置付けており、そのうち4事業が完了しているため、令和3年度は残りの21事業について評価シートを作成している。毎年度継続して実施している事業が多いため、今回の説明では、令和2年度との変更点や、進捗状況が十分でない事業などを中心に、主な概要を説明する。

まず、資料4ページの「景観重要建築物等助成事業」について、令和3年度は、鎌倉市の景観重要建築物等のうち、「去来庵」と「かいひん荘鎌倉」の2件について、建物修繕に対する助成金を交付している。また、新たに景観重要建築物等として「萬屋本店」を追加指定した。

資料5ページの「扇湖山荘庭園防災工事事業」について、平成29年度以降に防災工事は実施しておらず、事業の優先性を考慮し、当該事業の実施を見送っているが、令和8年度以降の事業化を目指すこととしており、進捗状況は「計画どおり進捗していない」と評価している。

資料6ページの「歴史的風致形成建造物保存整備事業」について、コロナの影響で、予定していた事業の遅延があるものの、今後も建造物の保存活用に向けた取組を進めていく予定であり、進捗状況については「計画どおり進捗している」としている。令和4年度からは、国の補助制度である「街なみ環境整備事業」を活用し、建造物の整備を進めていく予定である。

資料7ページの「交通需要マネジメント事業」について、ロードプライシングの導入に向けて、スーパーシティの枠組みの中で、規制改革も視野に入れた検討をしている。また、国土交通省とも連携して検討を進めているが、制度面や技術面での課題も多いのが現状であり、進捗状況については「計画どおり進捗していない」と

している。一方で、パーク&ライドについては、令和3年7月から大船駅周辺の駐車場を対象とした運用を開始したこと、また、広報活動が課題であることなどを記載している。

資料8ページの「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」について、令和2年度に引き続き、地元や関係機関との協議に至らず、いまだに事業着手に至っていないため、進捗状況については「計画どおり進捗していない」としている。令和4年度からは、事業期間を延長し、時間をかけた事業展開を視野に入れて取り組んでいくこととしている。

資料9ページの「社寺境内公衆トイレ改修・整備事業」について、平成30年度の本覚寺公衆トイレ以降は事業を実施できていないことから、「計画どおり進捗していない」としている。今後の取組については、事業所管課において検討中である。

資料10ページの「歩行環境改善事業」について、長谷駅周辺での道路整備を計画していたが、令和2年度に引き続き、地元町内会等との調整が進んでおらず、事業の進捗が困難な状況にあるため、進捗状況については「計画どおり進捗していない」としている。令和4年度からは計画の内容を見直し、路線を絞らず、地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルートを設定することで、案内板・道路名板の設置や、荏柄天神社の参道道路美装化など、歴史的遺産と一定的な整備・運用を進めていく予定である。

資料11ページから15ページまでの樹林・緑地関係事業は、概ね令和2年度と同様の実施状況であり、内容は今後充実させていく予定である。

資料16ページの「発掘調査速報展事業」について、令和3年度はコロナの影響で「遺跡調査研究発表会」の開催を見合わせたものの、「遺跡調査速報展」は鎌倉歴史文化交流館との共催により開催したことなどを記載している。

資料17ページの「出土遺物庁舎内展示事業」について、令和3年4月から従来の本庁舎一階スペースに加え、鎌倉水道営業所2階に展示場所を増設したことなどを記載している。

資料18ページの「史跡環境整備事業」について、市が管理する史跡については、これまでどおり日常的な維持管理を行っていること、また、大町釈迦堂口遺跡の安全対策工事に着手したことなどを記載している。

資料19ページ、20ページの文化財関係事業について、概ね令和2年度と同様の実施状況となっている。

資料21ページの「観光案内板整備事業」について、令和3年度は、浄妙寺バス停横に観光案内板、西御門地区に電柱巻き付け型観光ルート板を設置したこと、また、北鎌倉駅総合案内板を改修予定であることを記載している。なお、現在、大河ドラマ関係で案内看板を市内各所に新たに設置しているが、「観光案内板整備事業」とは異なる事業において実施しているため、当シートには記載していない。

資料 22 ページの「郷土芸能普及啓発支援事業」について、令和 2 年度に引き続き、コロナの影響で郷土芸能大会が延期されたこと、また、23 ページの「御霊会助成事業」については、コロナの影響で面掛行列は実施せず、関係者のみによる神事のみ実施されたことなどを記載している。

資料 24 ページの「教育情報事業」について、「私たちの鎌倉」をデータ化し、令和 4 年度から全学年児童生徒の iPad に配布する予定であることなどを記載している。

資料 25 ページからの④「文化財の保存又は活用に関する事項」では、令和 2 年度と同様に、文化財の指定や文化財の修理に取り組んでいることなどを記載している。

資料 27 ページ、28 ページの「文化財の保存・活用の普及及び啓発」について、市役所本庁舎及び鎌倉水道営業所での出土遺物の常設展示について、また、鎌倉歴史文化交流館及び鎌倉国宝館における企画展の様子などを記載している。

資料 29 ページの「効果・影響等に関する報道」については、令和 3 年度も本市の「歴史的遺産と共生するまちづくり」の取組に関連する報道が多数なされたことなどを記載している。

資料 30 ページでは日本遺産に関する普及啓発活動について、資料 31 ページでは鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館において実施したイベントや、ツイッターによる情報発信を行ったことなどについて記載している。

資料 32 ページでは、既に完了した 4 つの事業について記載している。

資料 33 ページでは、本日の法定協議会の終了後に主なコメントの概要を記載する予定である。内容については、記載後に委員の皆様に確認をいただきたいと考えている。以上で、令和 3 年度進行管理・評価についての説明を終える。

小林副会長 ただいまの説明について意見や質問などあれば発言をお願いする。なお、今年度行ってきた計画の見直しについては、次年度以降反映し、今回の令和 3 年度の評価シートは当初計画についての評価である。

大木委員 歩行環境改善事業についてだが、長谷の路地についてはなかなか進まないのことで見直しは必要であり、サイン等で整備する方向性は非常にいいと思う。一方で、市民の立場では、観光客のためだけではなく、地域の発展という観点がないと実現が難しいと思う。市民寄りの考え方と観光客寄りの考え方とのせめぎ合いなのかと思うが、市の考え方を教えてほしい。

小林副会長 観光客目線なのか市民の方目線なのか、確かに難しい問題だと思うが、事務局から回答をお願いする。

事務局 歩行環境整備事業については、長谷周辺の歩行環境の改善に向けて、地元と調整をしてきた経緯がある。計画の見直しの中では、歩行環境の改善や鎌倉市にふさわしい博物館事業やエコミュージアムの事業とも関連して検討したところである。観光客の視点だけではなく、地域の方の理解と協力ができないということも承知しており、その中で、地域の方の合意を得ながら、道路の美装化が地域にとって

も良くなるという視点も取り入れ、歩行環境の整備事業に取り組んでいくこととした。

大木委員 仮に私が住んでいる地域でこの事業があったとしたら、少し微妙だと感じる。住んでいる人の環境づくりがメインでないとなかなか難しいと感じる。

小林副会長 大事な指摘であると思う。やはり、エコミュージアムも市民の方の協力と理解がないと進まない。その観点は重要であるので、今後進めていくときに念頭においていただきたい。他に意見や質問などあれば発言をお願いします。

田中委員 資料 32 ページ右下の写真が、鎌倉彫資料館ではなく、鎌倉彫工芸館ではないか。確認してほしい。

事務局 確認する。(※後日、鎌倉彫工芸館であることを確認し、修正を行った。)

小林副会長 他に意見や質問などあれば発言をお願いします。

波多辺委員 やらなければならない事業が多岐にわたっていて大変であると思う。それだけに進捗ができていない事業もかなりある。全ての事業が重要であるとは思いますが、緊急性や予算の兼ね合い等のいろいろな条件の中で、優先順位を決めて着実に事業を実施していくという考え方が必要である。

事務局 中間評価や計画の見直しの中でも構成事業の追加や内容の見直しとともに事業の重点化という観点で意見をいただいている。重点化して継続実施する事業として、「文化財の保存活用を推進する」、「歴史的建造物の整備と利活用を推進する」、「利便性や地域の魅力を深めるため周辺市街地の環境整備（公衆トイレ・案内板等）を推進する」、「人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心とした街の実現を推進する」、「古都の歴史的景観を構成する樹木の適切な維持管理を国県と連携を図りながら推進する」の5つを挙げている。その中で、構成事業で今回の進行管理・評価シート（案）に反映している部分について説明すると、3番（6ページ）の「歴史的風致形成建造物の保存整備事業」については、計画の見直しの中で今後特に重点化する事業の一つとしている。また、15番（18ページ）の史跡環境整備事業についても文化財的な観点と史跡整備の観点から大町釈迦堂切通などを具体的に重点化する。構成事業の中でこの2事業を重点化する部分として考えている。

小林副会長 緑地については、この協議会でも何度も議論が交わされている。私は文化財の方の会議にも出席しており、この前の会議では、覚園寺のナツグミという樹木について、保存するために指定されていたが、年数が経ち枯れてしまい、管理が難しいとこのことで指定解除になったという話が上がった。保存するために指定したのはいいが、管理について所有者に投げられる形だと維持していくのは難しい。せっかく指定したのに今回のような解除になってしまうということであった。歴史的風致維持向上計画でもいくつか建物を活用したり、あるいは景観形成で手入れをしたり、その後に継続性のあるようなことに繋がってけるといいと思う。

事務局 小林副会長のご指摘に事務局から若干の補足を加えたい。委員の皆様から計画の見直しや進捗管理の中で、緑地の維持管理について様々なご指摘を頂いた。小林副会長からのご指摘については、構成事業でいうと、10番（13ページ）の緑地保全事業が最も近い事業となる。小林副会長が参加されている文化財の専門委員の会議の中では、おそらく天然記念物の樹木の指定の話だと思う。緑地保全事業は、緑地部

局で実施しているのは保存樹木、保存樹林についてのものであり、様々な緑地の維持管理の支援制度がある。緑地の維持保全にあたっては、様々な課題があり、天然記念物の保存制度と連携しながら引き続き取り組んでいきたい。

村田委員 進捗評価シートの③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項は、事業を1から21に細かく分類されているが、これを整理し、目的に応じてグループ分けをした方がよい。例えば、緑地・樹木関連については、今までも鎌倉風致保存会が下支えをさせていただいており、観光案内板については、観光協会と相談すると有効な場所が見つかるかもしれない。郷土芸能については、例えば今年は姉妹都市の足利市が40周年であるが、どのような発信の仕方をしているかということも調べて交流をするなど、もっと発展もできるし、仕事も整理できるように思う。体制自体を考えるともう少し整理ができる。21の構成事業がどこにつながるのか、分かりづらい。

事務局 進捗評価シートの③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項には、構成事業が1番から21番まであり、それぞれグルーピングをしている。まず、グルーピング1は、「歴史的建造物の保存活用に関する事業」で、1景観重要建築物等助成事業、2扇湖山荘庭園防災工事事業、3歴史的風致形成建造物保存整備事業としている。グルーピング2は、「歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業」で、4交通需要マネジメント事業、5北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業、6社寺境内公衆トイレ改修・整備事業、7歩行環境改善事業としている。グルーピング3は、「歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業」で8樹林維持管理事業、9緑地維持管理事業、10緑地保全事業、11風致保存会助成事業、12歴史的風土特別保存地区買入れ事業としている。グルーピング4は、「歴史的遺産の公開活用に関する事業」で、13発掘調査速報展事業、14出土遺物庁舎内展示事業、15史跡環境整備事業、16文化財保存・修理助成事業、17文化財調査・整備事業、18観光案内板整備事業としている。グルーピング5は、「地域の伝統文化の継承に関する事業」で、19郷土芸能普及啓発支援事業、20御霊会助成事業、21教育情報事業としている。各事業については、庁内で連携を取りながら歴史的風致維持向上計画の取組を進めていきたいと考えている。

小林副会長 他に意見や質問などあれば発言をお願いします。

牧田委員 構成事業については、それぞれがきちんと進捗評価されていて良いと思うが、グルーピングがきちんと分かるように、この冊子の頭出しの部分で、表現を工夫した方が見やすくなると思う。検討いただきたい。

事務局 進捗評価シートの様式については、国から指定されており、様式自体を変えることができない。ただ、市民の方から分かりにくいということについては、課題であると思っており、今回の計画の見直しに合わせて、事業成果が分かりやすいように、まとめ方を検討しているところである。年度末に向けて、分かりやすいパンフレットをつくる予定であり、歴まち計画の見せ方に関する皆さんの意見を頂いたので、工夫していきたいと思う。

小林副会長 委員からの意見等もあったが、この後の内容の取りまとめについて、西村会長と私に一任いただき、事務局と調整したいと思う。鎌倉市歴史的風致維持向上計画令

和3年度進行管理・評価（案）については、了承ということでしょうか。

委員一同 了承。

#### イ 歴史的風致形成建造物の指定について

小林副会長 それでは、議題2の歴史的風致形成建造物の指定について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料7を用いて、歴史的風致形成建造物の指定について説明する。本市では、令和2年度までに「鎌倉国宝館」「御成小学校旧講堂」「鎌倉文学館」「旧華頂宮邸」の4つを歴史的風致形成建造物に指定し、その整備改修に向けた取組を進めている。現在の歴まち計画では、歴史的価値の高い建造物として、公共施設の建造物9件を指定候補にあげているが、このうち、令和3年度は都市景観条例に基づく景観重要建築物等で、文化財保護法の登録有形文化財に該当する「旧諸戸邸（旧鎌倉市長谷子ども会館）」を指定することとし、令和4年2月21日付けで指定した。今後、令和4年度から街なみ環境整備事業を活用し、建物の設計、改修を進めていく予定としている。以上で、歴史的風致形成建造物の指定についての説明を終える。

続いて資料8を用いて、今後の取組スケジュールについて説明する。まず令和3年度だが、進行管理評価については、本日の検討委員会後、法定協議会から意見聴取を行い、令和4年4月以降に国へ提出していく予定である。計画の見直しについては、令和3年度中に内容を固めた変更計画をもって令和4年2月に国へ認定申請を行ったところである。今後、令和3年度内に国の認定を得る予定である。「社会資本整備総合交付金／街なみ環境整備事業」の活用については、社会資本総合整備計画（案）に位置付ける事業について、令和4年度から令和7年度を事業期間として国の交付金を得ていく予定で、令和4年2月に国へ要望書の提出を行ったところである。歴史的風致形成建造物の指定については、先ほど説明したとおり、令和3年度は「旧諸戸邸（旧鎌倉市長谷子ども会館）」を指定した。次に、令和4年度のスケジュールだが、進行管理評価については、計画変更後の各事業について、令和3年度と同様に評価を行っていく予定である。街なみ環境整備事業については、令和4年度の初めに費用対効果分析を実施した後、国交付金の対象となる各事業を進めていく予定である。歴史的風致形成建造物の指定については、状況に応じて改修予定のある建造物の指定について検討していく。以上で、今後の取組スケジュールの説明を終える。

小林副会長 ただいまの説明について意見や質問などあれば発言をお願いします。

牧田委員 鎌倉文学館の改修工事の期間については、当初は2年という計画であったが、もっと長くなったと聞いている。歴史的な建築物の今後の整備計画については、具体的にタイムスケジュールをしっかりと決め、実際に取り組まないと、扇湖山荘もそうだが、どんどん痛みがひどくなり、整備費用も膨らみ、維持するのが難しくなってしまう。せっかく指定をしているものが、朽ち果ててしまうということになりかねないと感じている。

事務局 歴史的な建築物の耐震改修は重要であり、これを実施するには多額の費用がかか



るが、令和4年度から令和7年度までは、街なみ環境整備事業を活用し、鎌倉文学館、旧諸戸邸、御成小学校の旧講堂について、順次補助金を活用しながら改修を進めていく予定である。優先順位をつけて、できるところから計画をつくり取り組んでいきたいと考えている。

小林副会長 補助金等を活用しながら、優先順位をつけて着実に進めていく予定であるという事務局からの回答であった。ただいまの説明について意見や質問などあれば発言をお願いします。

小川委員 費用の部分が大きなところを占めるのではないかと思う。古都鎌倉の歴史的な建築物を維持保全していく中で、クラウドファンディングのような考えはないのか。

事務局 鎌倉市では平成28年から、鎌倉市景観重要建造物等保全基金というかたちで、歴史的建造物全般・景観重要建造物等・国の登録有形文化財それに類するものに対して、ふるさと寄附金制度の一環で基金を設けている。毎年度2千万円弱程の寄附金をいただいております、パンフレットやいろいろな機会を捉えてPRしているところである。

小林副会長 例えば、指定管理施設であれば、クラウドファンディングもやりやすい。私の所属する横浜市歴史博物館も展示のためにやっている。施設ごとに柔軟に取り入れていけるといいと思う。

委員からの意見等もあったが、議題2の歴史的風致形成建造物の指定については、了承ということでよいか。

委員一同 了承。

### (3) その他

#### 鎌倉市屋外広告物条例の制定について

小林副会長 次に、屋外広告物の制定について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料9を用いて、鎌倉市屋外広告物条例の制定について説明する。本市では平成11年度に、神奈川県から屋外広告物条例に係る権限移譲を受け、市で県屋外広告物条例の許可事務を行ってきた。今回の条例制定では、県条例の規定をもとに、本市の実情に合わせた地域の独自性を加味し、①持続可能な都市景観形成、②景観施策の法的実効性の担保、③良好な景観形成と風致の維持を図るとともに、安全・安心な歩行空間を確保し、まちの安全性の向上と活性化に資することを目的とした制度とした。

資料1ページの「条例の制定方針」について、条例制定に先立ち、屋外広告物に係る課題を整理し、課題ごとの対応の基本的な考え方として7項目を定めている。

資料2ページの鎌倉市屋外広告物条例の制定概要を示すチラシについて、条例は令和4年4月1日から施行する。本条例は、原則として県条例の規定を踏襲しているが、チラシに「新」と記載した部分は「新しく規定」、「変」と記載した部分は「県条例から変更した規定」となる。「古都鎌倉特定区域」では、特に良好な景観形成等が必要なエリアを特定区域に指定し、許可地域ごとの基準に加え、特定区域の基準に適合することを規定した。特定区域の基準としては、屋上広告物の禁止、自己用外広告物の禁止、電光表示装置等（デジタルサイネージ）の禁止、などの基準を設

けた。次に、「禁止地域・許可地域」では、国の重要文化財の敷地及び周囲から商業系地域を除くなど、実態に合わせて禁止地域を緩和することとした。また、許可基準に、電光表示装置等、のぼり旗の基準を追加した。「点検項目強化・点検資格の拡大」では、近年、多発化する災害等に対応し、点検項目を17項目に拡大するとともに、点検者を有資格者とし、当該資格者に建築士などを追加した。「公表・違反の表示・過料」では、観光地の課題として、路地奥の店舗・飲食店等への案内看板が路上に置かれ、歩行の障害等となっている。道路管理者や警察と協力し、定期的に路上障害物の除却キャンペーンを実施してきたが、いちごっこで、課題解決には至らなかった。そこで、条例に、違反広告物に関する公表、違反である旨の表示、当該表示を故意に剥がした場合の過料の規定を新設した。「エリアマネジメント広告」だが、広告物の収益を地域の活性化に活用できる仕組みとして、商店会等が街路灯にバナー広告を掲出し、その収益を地域のまちづくり活動に充当する仕組みを定めた。「広告付き公共サイン」については、案内板やバス停留場の上屋など、市が管理するインフラに広告物の掲出を認め、広告料収入をその維持管理の費用に充てる仕組みを定めた。「広告景観形成地区」では、地域の市民等が設ける自主的な広告物に係るルールを尊重し、一定のエリアやテナントビル単位で所有者等が広告協定を締結できる仕組みを設けている。なお、鎌倉市屋外広告物条例の運用の取組については、令和4年度から開始する歴史的風致維持向上計画の変更計画において「屋外広告物条例制定・運用事業」として事業を追加し、事業を推進することにより、古都にふさわしい良好なまち並み景観の形成を図っていきたいと考えている。以上で、鎌倉市屋外広告物条例の制定についての説明を終える。

小林副会長 ただいまの説明について、意見や質問などあれば発言をお願いします。

大木委員 最近できたお店は、景観に配慮しながらも独自性がある良いお店が増えてきていると感じている。鎌倉市屋外広告物条例の制定によって、今後も良くなっていくと期待が持てる。

事務局 景観配慮協議については、行政指導という範囲内で非常に難しい面もある。今回の鎌倉市屋外広告物条例の基準については、事業者のコーポレートカラーもあるので、色彩の具体的な基準については入れ込めていない。ただ、今まで協議の根拠になっていた鎌倉市景観計画の色彩については、遵守事項として根拠を持たせたところである。また、光やデジタルサイネージについて課題であると考えており、景観審議会の中でガイドラインの誘導方法などを研究しているところである。

波多辺委員 商工会議所としては、今回の新しい基準について評価をしている。今までは県の条例で一律に基準が設けられており、地域に合った基準とは言えなかった。今回の場合は、鎌倉市の実態に合わせて、厳しくするところは厳しくし、緩めるところは緩めていただいた。小町通りの奥の路地にある店舗が小町通りまで看板を出しており、災害等が起きた時に非常に危険な状態であった。警察や市と一緒に見回りをし、撤去してくださいと言っても、通り過ぎるとまた出ているという、いちごっこの

状態であったが、そのような問題に対し、違反であるという旨の表示ができる規定ができ、かつ、過料の規定を設けて厳しくした。過料については、実際にできるのか難しい問題もあるが、少なくとも今までよりは厳しくなった。上手く運用ができればいいと思う。緩くなったという部分では、商店街のバナー広告について、企業広告の協賛金を商店街の維持費用に充てることができるようになった。なかなか行政では立ち入ることができなかつた部分だが、思い切った形で改善をしていただいた。

事務局 今回の鎌倉市屋外広告物条例の制定については、これまでの県条例に景観計画で定めていた配慮事項に基づき行政指導を進めてきた実績等を踏まえて、地域の独自性を加味した。路上の障害物等については、課題となっていたが、公表制度や違反の表示をできる仕組みや過料を設定したので、これを的確に運用することで、地域の方々の協力を頂きながら、より安全なまちを目指していきたい。古都という性格とそれ以外の地域の性格に対応し、制限にメリハリをつけて規制等で誘導していくことが重要であると考えており、古都の特定区域を定め、独自の基準を設けた。もうひとつの柱として、地域の活性化、持続性というものを担保する制度として、弾力的な運用ができるような仕組みをバナー広告や特例許可の制度について定めたので、地域の関係団体の方々と連携し、しっかりと運用していきたいと考えている。

村田委員 小町通りは路地の奥までお店があり、通りに立て看板を出しているが、規制等は事業をされている方にとっては死活問題である。今回の鎌倉市屋外広告物条例の制定自体はとても良いと思うが、奥のお店の方は心配されていると思う。ショッピングセンターに行くとフロアマップがあるが、路地の入口にそのようなマップと店舗紹介を設置するなどの抜本的な計画を検討していただきたい。

また、鎌倉市の広報板がすごく汚いし、ポスターなどを貼る時も画鋲が折れるような硬い板が多い。長谷駅に最近設置された新しい広報板は比較的画鋲が入りやすい。順次、きちんとポスターが貼れる広報板を設置していただくと余計なところに広告が出ないし、市の広報板にまとまるということも考えられる。その点、町内会の広報板は全部ガラスの扉できており、きれいで見やすい。大きな広告は観光客目当てかもしれないが、市民にとってみれば、広報板は市民の生活についての広告であると思うので、そちらも含めて考えていただきたい。

景観が汚くなっているといつも思うのは、鎌倉の八幡宮から北鎌倉の駅の方へ車で通ると、政治家のポスターが多い。選挙の前だけでなく、一年中貼りっぱなしで、ひとつの場所におひとりが3枚も4枚も貼っているところがある。何とかならないものかと感じている。

事務局 小町通りの路地裏の店舗が出している看板について、条例が強化され死活問題になるのではないかという指摘については、路地裏に案内するような集合看板を商店街で計画できないか、小町通り商店街と話し合いを進めているところである。

市の広報板については、東京オリンピック・パラリンピックに合わせて公共サインガイドラインというものを改訂した。市の広報板で、新しくなったものについては、このガイドラインに基づき改善されているが、まだ古いものもある。頂いた意見について所管課にも伝え、財政状況も踏まえながら、順次改善していくことにな

と思う。

政治家のポスターについては、鎌倉市屋外広告物条例の制定において、議会の中でも同じ指摘を頂いている。屋外広告物条例で非常に難しいのが、表現の自由とのバランスというところがあり、また、その他法令で規制していることは対象外となっている。地域の方のご意見が政治家の皆さんに反映されるとよいと思う。

小林副会長 本日の議題はすべて終了だが、全体を通して、何か意見や質問があれば、発言をお願いします。

委員一同 意見等なし

小林副会長 それでは、進行を事務局へお返しする。

#### (4) 閉会

事務局 本日頂いた意見等を踏まえ、今後は、先ほど説明した取組予定に則り、令和4年度からの国の支援を得る中で、計画の推進に向けた取組を進めていきたい。以上で令和3年度第3回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を閉会する。

以上

鎌倉市歴史の風致維持向上計画協議会名簿

委員（敬称略）

区分		氏名	役職等	出欠
1	学識者	赤松 加寿江	京都工芸繊維大学准教授	—
2		○小林 紀子	横浜市歴史博物館主任学芸員	○
3		◎西村 幸夫	国学院大学教授	—
4	関係社寺	田中 密敬	極楽寺住職	○
5		阿久津 卓也	鶴岡八幡宮庶務課長	○
6	市民	大木 淳	公募	○
7		岡 由雨子	公募	○
8	関係団体	村田 佳代子	公益財団法人鎌倉風致保存会常務理事	○
9		小川 サヨ子	公益財団法人鎌倉市公園協会理事	○
10		牧田 知江子	公益社団法人鎌倉市観光協会専務理事	○
11		波多辺 弘三	鎌倉商工会議所専務理事	○
12	関係機関 (神奈川県)	齋藤 貫	県土整備局都市部都市整備課長	○
13		菅原 一郎	教育局生涯学習部文化遺産課長	—
14		峯村 徹哉	県土整備局藤沢土木事務所長	—
15	鎌倉市	佐々木 聡	教育文化財部長	—
16		能條 裕子	環境部長	○
17		吉田 浩	都市景観部長	○

◎：会長 ○：副会長

事務局

区分		氏名	役職等	出欠
1	鎌倉市	杉浦 康史	都市景観部次長	○
2		奥山 信治	都市景観課長	○
3		前田 信義	都市景観課風致担当係長	○
4		藤原 一成	都市景観課風致担当係長	○
5		白土 理恵	都市景観課風致担当主事	○